

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて議会の議決を求める。

1 譲与する財産

下呂市萩原ふれあいの家及び薬師平農村公園工作物
(詳細は別紙の通り)

2 譲与する相手方

下呂市萩原町羽根 1926 番地
羽根区(認可地縁団体) 代表者 嶋田 公生

3 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定されるものについては、譲与することを基本としており、施設が所在する地域の地縁団体である上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4 譲与する日

令和 4 年 10 月 3 日

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

別紙

【建物】

所 在 地	建物名称	構 造	延べ床面積
下呂市萩原町羽根2906番地	下呂市萩原ふれあいの家	木造平屋建て	133.32㎡

【工作物】

所 在 地	名称	工作物の内容
下呂市萩原町羽根2919番地	薬師平農村公園工作物	東屋1棟、ベンチ10基、サークルベンチ1基、パーゴラ1基、3連馬跳び1基、水飲み台2基、ネットフェンス